

平成 23 年 2 月 9 日

市川警察署長 殿

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 12 番地
四谷ニューマンション 309 さくら通り法律事務所
被疑者 A 弁護人
弁護士 清 水 勉
TEL 03(5363)9421 FAX 03(5363)9856

申 入 れ 書

第 1 申入れの趣旨

- 1 A 氏に対する捜査の中止を求めます。
- 2 A 氏は顔写真撮影及び指紋採取には応じません。

第 2 申入れの理由

1 事件の概要

2 月 5 日午後 8 時過ぎ、A 氏（62 歳）は、同居する母親宛ての郵便物について不在通知が届いていたことから、母親に代わって市川郵便局（市川市平田 2-1-1 所在）に赴き、母親宛ての郵便物を受け取ろうとしました。A 氏が不在通知書、母親の印鑑、母親の後期高齢者医療被保険者証を持参したところ、郵便局員（30 代前半くらいの男性）に、「母親の本人確認ではなく、受け取りに来たあなたの本人確認が必要なのだ」と言われました。A 氏は、不在通知にそのように書かれていると理解していなかったため、「根拠を示して欲しい」と言いました。20 分ほど待たされました。郵便局員は待たせたことを謝るでもなく、口頭で説明することもなく、1 枚の紙を示して、「これです。郵便物はお出しできません」とだけぶっきら棒に言いました。20 分ほど待たされた挙句に、失礼な態度で対応する郵便局員にカッとなった A 氏が、カウンター上にあったプラスチックのトレイ（ごく軽量）を手で払ったところ、郵便局員に当たりました。およそ怪我をするはずのない行為でしたし、実際にも怪我をしていませんでした。A 氏は無言で帰宅しました。

貴署では、これを暴行罪（刑法 208 条）に該当するとして捜査を行っています。

2 本八幡交番警察官等の対応

(1) 警察官 3 人による夜間の訪問

同日午後 9 時頃、A 氏が帰宅し入浴していると、何者かが A 氏宅のインターホンを押しま

した。チャイム音が数回鳴りました。チャイムに気づいた A 氏が入浴を中断して玄関近くまで来て、「どなたですか？」と問いました。人の気配はありましたが、だれも返事をしませんでした。A 氏が風呂に戻ると、しばらくしてチャイム音がしました。A 氏が風呂を中断して玄関近くまで来て、「どなたですか？」と問いましたが、やはりだれも返事をしませんでした。しばらくしてまたチャイムが鳴りました。インターホンを押す都度、数回チャイムが鳴りました。A 氏が「どなたですか？」と問うても答えず、男の声で「A 氏の兄か」と言って来ました。それは A 氏の兄の氏名でした。A 氏は「違う」と答えました。男の声で「奥さんはいるか？」と言ったので、A 氏は「いない」と答えました。まるで A 氏を訪ねて来たとは思えないような言い方でした。

このようなやりとりが 10 分ほど続いた後に、男の声で「本八幡交番です」と言いました。A 氏は警察官が夜間訪ねて来る理由が思い当たらなかったため、本物の警察官かどうかも疑問に思い、「何の用ですか？」と尋ねました。男は質問に答えず、「ここを開けろ！」と言いました。A 氏は男が本物の警察官であるかどうか不明だったので、玄関を開けずにいました。しばらくして、男が「見て貰いたい写真がある」と言うので、A 氏が「何の写真ですか」と質問すると、男は黙りました。しばらくして、男が「何で開けないんだ。開けないのは卑怯ではないか」などと言いました。

このようなやり取りが 30 分ほど続き、近所にも聞こえる大声でした。「パトカーで囲むぞー！」とも怒鳴られ、恐くなりました。A 氏は近所の迷惑を考え、玄関を開け、男達に対応しました。3 人の男性の制服警察官でした。

(2) A 氏を騙し討ちにして交番に連行

一人の警察官（植田交番長）から、「市川郵便局でのことで来た。本八幡交番に同行するように」と言われました。A 氏は「任意同行なんですか。任意なら断ります」と言うと、警察官達は全員黙っていました。A 氏は、警察が犯罪として捜査するようなことではないと思ったので、「市川郵便局に行って、そこで話しましょう」と提案しました。植田交番長らがこれに応じる態度を示したので、A 氏は自宅を出て、市川郵便局に向かって歩きました。自宅を出たところで 1 人の警察官が別れ、2 人の警察官が A 氏の後からついて来ましたが、途中、A 氏が振り返ると、さらに 1 人いなくなっていました。A 氏が本八幡駅前の宝石ツツミと松屋の間の道を西に市川郵便局を目指して歩いていると、A 氏の後をついて来た警察官（植田交番長）が無線で警察官を呼び出していました。すぐに 1 人の警察官が到着すると、警察官（植田交番長）は A 氏に「交番に来い」と言い出しました。A 氏が「話が違う」と言っても、聞く耳を持たず、2 人の警察官は A 氏を両脇から挟むようにして、ぴったり付かないようにして、しかし、逃げられないよう威圧しながら、A 氏を本八幡交番に強引に誘導しました。

(3) 当事者同士の対話による解決を警察官が妨害

交番に着くと、同日午後 8 時過ぎに市川郵便局で A 氏に対応し、A 氏が手で払ったプラス

チックのトレイがぶつかった郵便局員がいました。A氏は、ここでお互いに自分の非を認めて謝ればそれで終わると思ったので、率直に郵便局員に謝罪しました。その上で、郵便局員に「もともとあなたの対応が悪かったからだ」と言い、「だから、あなたも謝るべきだ」と言いかけたところで、植田交番長が割っては入り、「そういうことは言わなくていいから」と制止したので、それ以上、A氏は郵便局員と話し合うことが出来なくなりました。

(4) 読み聞けもないまま署名指印

植田交番長は、何かを書いた書類をA氏に示して、「これに署名指印しろ」と言いました。A氏は興奮していて何が書いてあるのかわかりませんでした。警察官はだれも、A氏にどのような書類か説明しませんでしたし、読み聞けもしませんでした。A氏は言われるままに署名指印しました。

(5) 顔写真撮影と指紋採取の同意書

午後11時頃、A氏がこれで帰れると思っていたら、植田交番長が「顔写真の撮影と指紋の採取の同意書に署名指印しろ」と言い出しました。A氏は重大事件の犯罪者のように扱われることに不安を抱き、「断わることはできないのですか」と質問しました。すると、植田交番長は「同意しないと、帰りが2時、3時になる」と言いました。A氏はこれから更に3時間も4時間も交番にいななければならないと聞かされると、それでは精神的にもう持たないという気持ちになり、やむなく応じ、同意書に署名指印しました。

すると、植田交番長は途端にニコニコを始め、「これは大した事件ではない。名前も出ないから心配いりません」と言い、「9日午後1時に市川警察署の受付まで来てください」と言いました。A氏は精神的に疲れ果て、納得できない嫌な気持ちで帰宅しました。

3 植田交番長らの捜査の問題点

(1) 犯罪の不成立

多数の裁判例からして、本件のような軽微事案は可罰的違法性を欠き暴行罪（刑法208条）に該当しないことが明らかです。

このようなことを犯罪捜査を職務とする警察官等が知らないはずがありません。植田交番長らの捜査は、事件をねつ造するものです。

(2) 強引な夜間訪問

A氏の行為は犯罪ではありません。植田交番長らが郵便局員の説明を聞いただけの時点でも、きわめて軽微な事案であることは容易に判ったはずで、ましてや、夜間、3人の警察官が、A氏の自宅に急行しなければならない必要性はまったくありません。A氏を威圧して交番に連行するための行動としか考えられません。

(3) 嘘について交番へ連行

A氏が、交番への任意同行を明確に拒み、市川郵便局で話し合う条件で自宅を出ることを

了解したにもかかわらず、植田交番長らは、これに応じるふりをして、途中から A 氏を強引に本八幡交番へ連行しました。これは明らかに任意性を欠いた、逮捕行為です。

現行犯逮捕でもなく、逮捕状もないのですから、違法な逮捕行為です。

(4) 当事者による解決を妨げた植田交番長

ことの発端は郵便局員の接客対応が礼を失っていたことにあります。A 氏の行為もこれに対応するもので、実害というべき被害は特に生じていません。日常的にありがちな些細な出来事に過ぎません。双方が自らの非を謝罪して済ませる類の事案です。警察が犯罪として捜査すべき事案ではありません。

A 氏が郵便局員に謝り、郵便局員も自分の非を認めて A 氏に謝れば、それで解決する事案でした。当事者の話し合いによる解決の場を警察が設定してやるということであれば、当事者にとっても有益ですし、警察官は双方から感謝されるでしょう。

それを植田交番長は意図的に妨害し、犯罪として処理しようとしてしました。警察官の取る態度ではありません。

(5) 読み聞けの欠落

植田交番長が作成し、A 氏に署名指印させた書面については、その法的性格が不明であるが、A 氏の供述調書としての性格を有するものであれば、A 氏に対する読み聞けをした上で署名指印を求めるべきです（刑事訴訟法第 198 条第 4 項）。しかるに、植田交番長は A 氏に対して読み聞けをしていません。

(6) 顔写真撮影、指紋採取の強要

任意捜査における A 氏の顔写真の撮影及び指紋の採取は、A 氏の任意の同意があった場合にのみ許されます。

本件では犯罪が成立しないことを植田交番長自身、警察官として自覚しているはずですが、それを、植田交番長は、あえて犯罪扱いした上、A 氏に対して、顔写真の撮影及び指紋の採取を断わることができること、断わっても何ら不利益を受けないことを告知しませんでした。それどころか、「同意書に署名指印しなければ、帰りが 2 時、3 時になる」と言いました。これは明らかに警察官の地位を悪用した脅しです。

植田交番長の脅しに屈した A 氏が同意書に署名指印したとき、植田交番長が急にニコニコしたのは、これで顔写真・指紋ノルマが稼げると確信したからです。植田交番長の目的は最初からこの点にあったのです。上田交番長は A 氏の顔写真及び指紋がほしかったからこそ、およそ検察が事件として扱うはずのない私的なトラブルであることを承知の上で、他の警察官らを引き連れて、夜間、A 氏宅に押しかけ、A 氏を騙して外に連れ出し、強制的に交番に連行し、顔写真撮影及び指紋採取の同意書に署名指印させたのです。そもそもの問題の根っこは、顔写真撮影及び指紋採取のノルマにあります。植田交番長は、ノルマを達成したいがばかりに、分別のある年齢に達しているであろうにもかかわらず、このような暴走をしたの

です。

A氏は、顔写真の撮影及び指紋の採取に応じる意思はありません。

(7) まるで年寄りいじめ

植田交番長らのA氏に対する一連の対応は、刑罰法規や裁判例の無知に付け込んだ、まるで弱い者いじめ、年寄りいじめです。およそ警察官にあるまじき非道です。

4 結論

よって、頭書のとおり申し入れます。

今後の捜査や対応については、A氏に直接連絡をせずに、必ず弁護人にご連絡ください。

2011年2月21日

千葉県警察本部長
五十嵐 邦 雄 様

〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地
四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所
被疑者 A 弁護士
弁護士 清水 勉
TEL 03(5363)9421 FAX 03(5363)9856

質 問 書

本八幡交番の警察官の対応について質問します。経過は別紙申入れ書及び以下のとおりです。

当職は、去る2月5日夜、本八幡交番の警察官らに暴行事件の被疑者として扱われたA氏から、同月9日に相談を受け、弁護人を受任しました。そして同日、市川署に弁護人選任届及び別紙申入れ書を郵送しました。これらは翌10日午前11時24分に市川署に配達されました。

任意捜査である以上、捜査を続行するのであれば、当然、捜査担当警察官が当職に連絡して来るものと考えていました。しかし、市川署の対応は違っていました。

10日、捜査担当警察官から当職に対する連絡はありませんでした。それどころか驚いたことに、夜になってから本八幡交番の植田交番長が直接、A氏宅に連絡して、「顔写真撮影、指紋採取に応じる意思はないのか」と問い合わせて来ました。A氏は再び、植田交番長らがA氏宅に押しかけて来るのではないかという恐怖を感じ、急遽、ホテルに外泊しました。

A氏からこの連絡を受けた当職は、翌日午前9時頃、A氏とともに本八幡交番に植田交番長を訪ねました。当職が植田交番長に対し、「弁護人選任届を出し、今後の連絡は弁護人を通してするようにと書いたにもかかわらず、弁護人に連絡しないで、直接、A氏本人に連絡したのはどういうことですか」と質問すると、植田交番長は自分の非を認めて謝罪するどころか、そのどこが悪いのかという態度で、ニヤニヤしながら、「先生、任意捜査ですよええ。先生からの申入れ書は見ましたが、先生の方から申し入れているだけですよね。私がA氏に直接接触してはならない法的根拠は何ですか。教えて下さい」と言いました。植田交番長は、

強制に亘らなければ警察官は何をやってもかまわないと任意捜査を理解しているようでした。当職が「任意捜査なのだから、A氏が捜査にどのように応じるかはA氏の任意です。A氏が弁護人を選任して、弁護士を通して対応すると言っているのだから、警察が捜査をしたいのであれば、弁護人を通すのは当然でしょう」と説明しても、植田交番長は相変わらずニヤニヤしながら、「当然ですか。法的根拠は何ですか」と同じ言葉を繰り返しました。いつもやっていることだと言わんばかりの、ふてぶてしい態度でした。当職が呆れて、「あなたのようなことを言う警察官にはこれまで出遭ったことがない。警視庁でも神奈川県警でも埼玉県警でもみたことがない。千葉県警では警察官みんながそういう考え方で警察官の仕事をしているのですか」と問い質しても、「うちではそうです」と開き直りました。「うち」というのが本八幡交番、市川署、千葉県警いずれを指すのかは不明ですが、その堂々とした態度からして千葉県警と理解しました。この間、植田交番長はニヤニヤし続け、A氏及び弁護人に対して嘗め切った態度で終始していました。

弁護士が一緒でもこのような態度ですから、弁護士がいなければ植田交番長はA氏に対してもっと傲慢な態度をとっていたに違いありません。これは地域住民の生活を守る警察官の態度ではありません。任意捜査の任意を、相手に対して強制しない限り警察官は何をやっても構わないことだと、確信しているようです。このような警察官が交番という一般市民に接しやすい場所にいることは一般市民にとって極めて危険です。

市川署には前回同様、対応していただけないと判断し、貴県警本部に、本件に関連して以下の点について質問させていただくことにしました。本状到達から2週間以内に、当職宛てに書面でご回答ください。

記

- 1 多くの判決例からすると、A氏の行為は刑法上の「暴行」（208条）に該当しないと思われませんが、県警の理解では「暴行」に該当するのですか。
- 2 犯罪が成立するとすれば、今後、さらに捜査を進めますか。進めるのであれば、どのように進めるのか、当職宛てにお知らせください。
- 3 捜査をしないのであれば、事件処理がいつどのようなようになったのかをお知らせください。
- 4 千葉県警では、任意捜査とは、強制に亘らない限り、警察官が何をしてもよく、弁護人が選任されていても、弁護人を無視してもよいということですか。
- 5 2月5日午後9時過ぎに、植田交番長ら3人の警察官がA氏宅に押しかけ、無言で、繰り返しインターホンを鳴らし、氏名さえ名乗らず、用件も話さず、「ここを開けろ！」「何で開けないんだ。開けないのは卑怯ではないか」「パトカーで囲むぞー！」など、約30分間にわたり大声で怒鳴って脅したことは、任意捜査として問題のない行為でしょうか。
- 6 2月5日夜、A氏が上田交番長と一緒に市川郵便局に向かって歩いているときに、植田

交番長が A 氏に対して「交番に行くんだ」と言い出し、A 氏がこれを断わると、植田交番長は「警職法 2 条により適正な職務を行うためだ」と説明しました。市川郵便局に向かって歩いていることが、警職法 2 条の「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている」と認められる者に該当しますか。

7 植田交番長の A 氏に対する対応はすべて適切だったとお考えですか。何らかの問題があるとすれば、どのような点がどのように問題ですか。

8 植田交番長について貴県警本部として再教育の必要はないとお考えですか。

以上